

平成24年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、本別町における平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

1. 健全化判断比率

平成24年度本別町各会計の決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

指 標	本別町		早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	平成24年度	平成23年度		
実質赤字比率	— %	— %	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	— %	— %	20.0%	30.0%
実質公債費比率	10.8%	12.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	25.4%	36.8%	350.0%	

※ 実質赤字比率又は連結実質赤字比率は、それぞれ実質赤字額又は連結実質赤字額がないため「—」で表示しています。

2. 資金不足比率

各公営企業会計における資金不足比率については、平成24年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、該当ありません。

会計の名称	本別町		経営健全化基準
	平成24年度	平成23年度	
水道事業会計	— %	— %	20.0%
国民健康保険病院事業会計	— %	— %	
簡易水道特別会計	— %	— %	
公共下水道特別会計	— %	— %	

※資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」で表示しています。

○ 健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して、10月1日開会の第3回定例町議会に報告いたしました。

本別町の平成24年度決算の健全化判断比率・資金不足比率をある家庭の家計に例えてみます。



大納言さん世帯(一般会計)

夫:嘉臼さん(自営業)、妻:牡丹さん(自営業)



同居の息子:金時さん世帯(特別会計)

大助さん(会社員)、妻:花子さん(パート勤務)



一般会計は大納言さん世帯の家計とし、特別会計は大納言さんと同居する息子の金時さん世帯の家計とします。

地方公共団体の財政状況を一般家庭の家計に例えることは難しい面もありますが、「健全化判断比率を家計に例えれば」というイメージを理解していただけるようにご説明いたします。

「実質赤字比率」 本別町・・・「なし」

一般会計の赤字額の程度を町の財政規模と比較して指標化し、町の財政運営の深刻度を示す比率です。本別町の一般会計では、黒字となっていますので、実質赤字比率は「なし(-)」となります。

< 大納言さん世帯の1年間の家計 >

大納言さん世帯(自営業)の収入				
食費	光熱費	貯金	ローン	娯楽

← 黒字 →



今年も我が大納言家の家計は、赤字を出すことなく、健全に過ごすことができたね。



そうね。食費を節約したり無駄なものを買わないように心がけましたからね。貯金もこつこつとすることができたわね。



これからも、赤字にならないように、無駄な出費はせず、収入が増えるように努力しようね。

○一般会計の実質収支額(1)の合計が赤字となった場合、標準財政規模(2)に対する赤字額の割合を表します。

1実質収支額 : 歳入決算額と歳出決算額の差し引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額。

2標準財政規模: 通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源がどの程度あるかを表す指標。

「連結実質赤字比率」 本別町・・・「なし」

一般会計とすべての公営事業会計の赤字額や黒字額を合算して、町全体の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。本別町は、すべての会計において黒字となっていますので、連結実質赤字比率は「なし(-)」となります。

< 大納言さん世帯 + 金時さん世帯の1年間の家計 >

大納言さん世帯の収入				金時さん世帯の収入			
食費・光熱水費	貯金	ローン	娯楽	食費・医療費	ローン		

← 黒字 → ← 黒字 →



私(大納言さん)や息子(金時さん)の世帯も、なんとか赤字を出さずにすんで良かったね。



僕たちもなんとか赤字にならないように、努力したからね。ただ、毎年のローン返済額が多くなってきているから、気をつけよう。



まだ景気も回復しそうにないから、収入が減っていく心配もあるよね。これからも、しっかり頑張っていきましょうね。

○一般会計、特別会計(3)の実質収支額、公営企業会(4)の資金不足額・剰余額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合を表します。

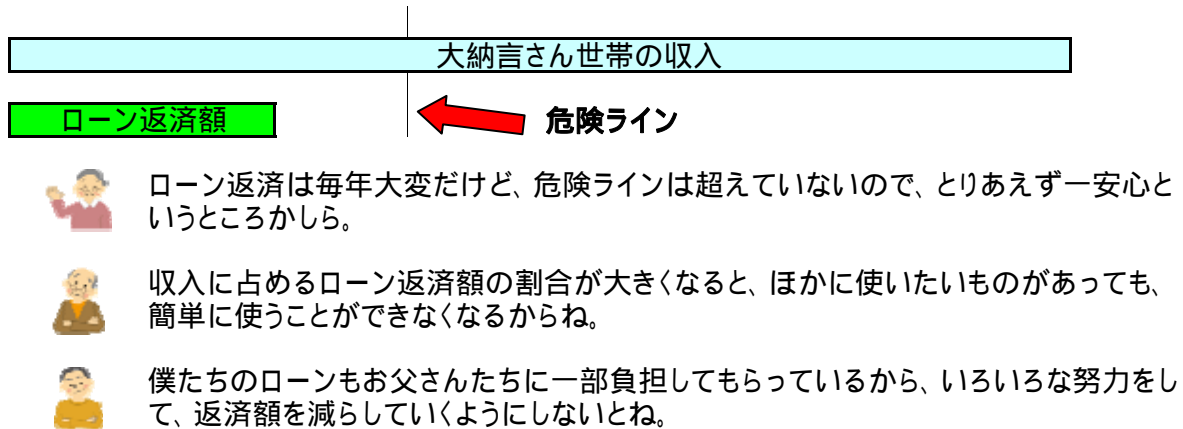
3 特別会計 : 国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計

4 公営企業会計: 水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計

「実質公債費比率」 本別町・・・「10.8%」

町の借入金の返済額やこれに準じる額の財政負担を町の財政規模と比較して指標化し、資金繰りの危険度を示す比率。

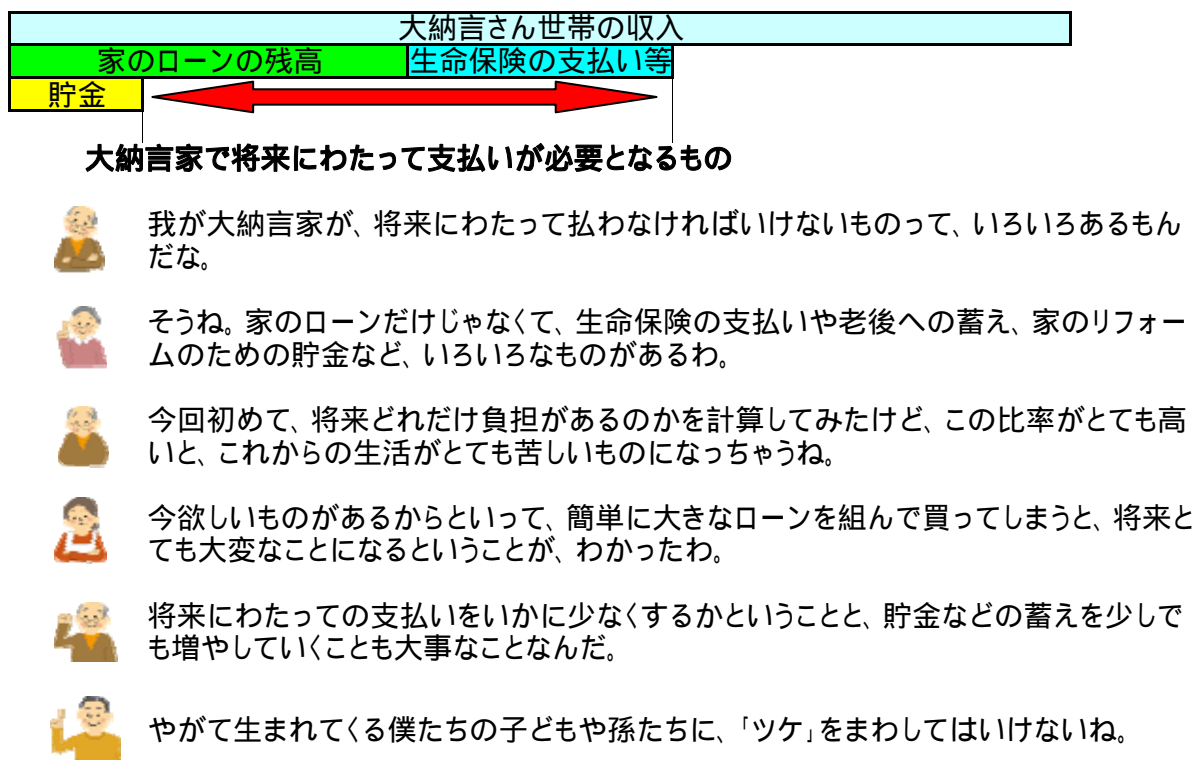
本別町は「10.8%」となり、早期健全化基準の「25.0%」を下回っていますので、健全といえます。



○ 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額の標準財政規模に対する割合を表します。

「将来負担比率」 本別町・・・「25.4%」

町の借入金や将来負担すべき額を町の財政規模と比較して指標化し、今後の財政を圧迫する可能性を示す比率です。本別町は「25.4%」となり、早期健全化基準の「350.0%」を下回っています。



○ 将来負担比率とは、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を表します。

「資金不足比率」 本別町・・・「なし」

下水道、上水道など公営企業の資金不足を指標化し、経営の深刻度を示す比率です。
もし、ある公営企業会計で赤字が出たときには、赤字額をその公営企業の料金収入の規模と比較して、指標化します。

本別町では、すべての公営企業会計において赤字となっていないため、資金不足比率は「なし（-）」となります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

これらは、財政の早期健全化や再生のための判断指標とするもので、健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上になった場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

本町は指数的には健全な経営状況ではありますが、今後も引き続き、一般会計をはじめ全ての特別会計、企業会計における財政の健全化に努めてまいります。

